

名称	岩屋地区土地利用計画			
区域	位置	豊富町神谷の一部、豊富町御蔭の一部、飾東町八重畑の一部	面積	308.0 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>人とのふれあいを大切にしながら安全で安心して暮らせる 自然や歴史に囲まれたホタルの里 岩屋</p> <p>岩屋地区はため池やホタルが出る神谷川、岩屋寺、大年神社などがあり、自然や歴史に囲まれ、静かな住環境がみられる地区です。住民同士の日常的なふれあいを大切に、共に助け合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>			
基本方針	<p>1. 自然や歴史などの地域の魅力を守り、活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代の担い手や農業法人に農業を引き継ぐ環境を育み、ため池やホタルが出る神谷川、国指定重要文化財毘沙門天立像を有する岩屋寺、大年神社などの自然や歴史の保全と活用を目指します。 <p>2. 安心して快適に暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災対策の実施や、ため池や河川、田畑、空き家などを適切に管理し、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。 <p>3. 住民同士の日常的なつながりを大切にすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 挨拶や見守り、助け合い、共同活動など住民同士の日常的なふれあいを大切にします。 			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（平成 16 年） <small>（地区内の自治会ごとの世帯数の比率から最大人口を算出し、計画人口としている。）</small>	531	人
	集落区域の 上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 <small>（計画人口÷世帯当たり人口[2.37人/戸]÷戸数密度[10戸/ha]）</small>	22.4	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		（保全区域）	75.4 ha
	・神社（大年神社）、寺（岩屋寺）、ため池、岩屋公民館、老人憩の家、屋台蔵、岩屋スポーツ広場、墓地、保安林は保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（森林区域）	112.1 ha
	・保安林以外の森林地は森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（農業区域）	56.8 ha
	・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、農用地区域や第1種農地とその周辺の一体的な農地については農業区域とします。			
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		（集落区域）	13.6 ha
・既存集落について良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地については、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう集落区域とします。				
オ その他区域		（その他区域）	50.1 ha	
・道路用地や太陽光発電施設用地、ポンプ場等の供給処理施設、既存の集落から離れた空き地等はその他区域とします。				

取 組 み	守る	<p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落の周囲に広がる一体的な農地については、適切な管理、保全を目指します。 ・景観を阻害する工作物を設置しないよう努めます。 <p>【伝統・文化の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り、秋祭り、とんどなどの伝統行事の継承を目指します。 <p>【コミュニティの維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶、子どもや高齢者の見守り、助け合い、共同活動など、住民同士の日常的なふれあいを大切にします。
	改善する ・創る	<p>【安心して暮らせる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備の点検や災害備蓄品の確認をはじめとした防災対策、街灯の整備など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【自然環境、景観の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内（ため池や河川など）の草刈りや清掃を行い、景観の向上に努めます。 ・空き家や荒地の適切な管理を行うよう、所有者への啓発に努めます。 <p>【農業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者を増やす取り組みや観光農園を行うなど、休耕地の活用検討に取り組みます。 <p>【コミュニティの活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な声掛けや夏祭りなどのイベントを盛り上げ、地域の一体感の向上に取り組みます。
	活かす	<p>【地域資源の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大年神社や岩屋寺は、地域の貴重な歴史文化として管理保全に努めます。 ・交流の活性化を目指し空き家や古民家の活用検討に取り組みます。
備 考	まちづく りの ルール	<p>【まちづくり協定】</p> <p>岩屋地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、岩屋地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】</p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】</p> <p>岩屋地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>